

厚真町地域防災計画 別冊1

厚真町水防計画 令和8年度改訂案

令和8年〇月

厚真町防災会議

目次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	3
第4節	水防計画の作成及び変更	5
第5節	津波における留意事項	5
第6節	安全配慮	6
第2章	水防組織	8
第1節	町の水防組織	8
第2節	協力・推進等	8
第3章	重要水防箇所	10
第4章	予報及び警報	11
第1節	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	11
第2節	気象庁が行う予報及び警報	11
第3節	洪水予報河川における洪水予報	18
第4節	水位周知河川における水位到達情報	20
第5節	水防警報	21
第5章	水位等の観測、通報及び公表	26
第1節	水位の観測、通報及び公表	26
第2節	雨量の観測及び通報	29
第6章	水防管理者等の情報収集	29
第1節	気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集	29
第2節	気象情報等の種類	30

第7章	ダム・水門等の操作	31
第1節	ダム	31
第2節	水門	33
第8章	通信連絡	36
第1節	水防通信網の確保	36
第2節	災害時優先通信の利用	36
第3節	電気通信設備の優先利用等	36
第9章	水防施設及び輸送	38
第1節	水防倉庫及び水防資器材	38
第2節	輸送の確保	39
第10章	水防活動	40
第1節	水防配備	40
第2節	巡視及び警戒	42
第3節	水防作業	43
第4節	緊急通行	43
第5節	警戒区域の指定	43
第6節	避難のための立退き	43
第7節	決壊・越水等の通報	44
第8節	水防配備の解除	45
第11章	水防信号、水防標識等	47
第1節	水防信号	47
第2節	水防標識	47
第3節	身分証票	49
第12章	協力及び応援	50
第1節	河川管理者の協力	50
第2節	下水道管理者の協力	50
第3節	水防管理団体相互間の応援及び相互協定	51
第4節	警察官の援助の要求	51
第5節	自衛隊への災害派遣要請の要求	51

第6節 住民、自主防災組織等との連携	52
第13章 費用負担と公用負担	53
第1節 費用負担	53
第2節 公用負担	53
第14章 水防報告等	55
第1節 水防記録	55
第2節 水防報告	55
第15章 水防訓練	58
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため の措置	59
第1節 洪水、内水、高潮対応	59
第2節 津波対応	61
第17章 水防協力団体	63
第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供	63
第2節 水防協力団体の業務	63
第3節 水防協力団体と水防団等との連携	63
第18章 水防計画及び作成要領	64
第1節 水防計画	64
第2節 水防計画の公表	64
第3節 水防計画作成要領	64

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された水防管理団体たる厚真町が、同法第33条第1項の規定に基づき、厚真町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、厚真町にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

用語	意義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項） 水防の責任を有する本町をいう。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条） 町は、水防管理団体として、知事により指定を受けている。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項） 町の水防管理者は、水防管理団体の長である町長をいう。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項） 町の消防機関は、胆振東部消防組合消防本部、消防署厚真支署、上厚真分遣所及び厚真消防団をいう。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。（法第2条第5項） 消防本部を置く本町にあつては、胆振東部消防組合消防本部消防長をいう。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。（法第5条、第6条） 町においては、消防団が水防活動を行う。
量水標管理者	量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第105条第3項）
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は

	<p>相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）</p>
水位周知河川	<p>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）</p>
水位周知下水道	<p>都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）</p>
水位周知海岸	<p>都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13の3）</p>
水位到達情報	<p>水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p>
水防団待機水位（通報水位）	<p>量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。</p>
氾濫注意水位（警戒水位）	<p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p>
避難判断水位	<p>市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p>
氾濫危険水位	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>
内水氾濫危険水位	<p>法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。</p>
洪水特別警戒水位	<p>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
雨水出水特別警戒水位	<p>法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
高潮特別警戒水位	<p>法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
重要水防箇所	<p>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p>
洪水浸水想定区域	<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が</p>

	発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。(法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条の3)
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。(第15条の6)

第3節 水防の責任等

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

(1) 町の水防責任

水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。(法第3条)

(2) 道の水防責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 水防管理団体(町)

ア 水防団の設置(法第5条)

イ 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)

ウ 平常時における河川等の巡視(法第9条)

エ 水位の通報(法第12条第1項)

オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知(第13条の2第2項)

カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(第14条の2)

キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)

ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)

コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)

サ 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)

シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)

- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - セ 警戒区域の設定（法第21条）
 - ソ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - チ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - テ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ト 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ナ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ニ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 法第33条第2項に基づき、町は厚真町防災会議が水防協議会を兼ねる。また、水防管理者は、厚真町防災会議に諮り、北海道水防計画に応ずる水防計画を作成し定めるものとする。（法第33条）
 - ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ネ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ハ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - マ 消防事務との調整（法第50条）
- (2) 厚真町防災会議
- 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (3) 北海道
- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
 - イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
 - ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
 - エ 水防協議会の設置（法第8条第1項）
 - オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
 - カ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
 - キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ク 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
 - ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - コ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
 - サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
 - シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
 - ス 水防信号の指定（法第20条）
 - セ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - タ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）
- (4) 国土交通省（北海道開発局）の責任
- ア 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

- イ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ウ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- エ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- カ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- キ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ク 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ケ 特定緊急水防活動（法第32条）
- コ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- サ 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- シ 道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第11条の2）
- (5) 河川管理者の責任
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- (6) 気象庁の責任
 - ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (7) 居住者等の義務
 - ア 水防への従事（法第24条）
 - イ 水防通信への協力（法第27条）
- (8) 水防協力団体の義務
 - ア 決壊の通報（法第25条）
 - イ 決壊後の処置（法第26条）
 - ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - エ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - オ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

水防管理団体である町は、毎年、北海道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、厚真町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動

に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動従事者（消防隊員・消防団）の水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者（消防隊員・消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防（水防）団員自身の安全は確保しなければならない。

水防活動従事者（消防隊員・消防団）自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者（消防隊員・消防団）を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者（消防隊員・消防団）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防活動従事者（消防隊員・消防団）等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防活動従事者（消防隊員・消防団）等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防活動従事者（消防隊員・消防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防活動従事者（消防隊員・消防団）全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

町は、厚真町災害対策本部条例（昭和38年7月18日条例第29号）及び厚真町防災会議運営規定（昭和38年6月28日規定第1号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、その総括は総務課が行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

1 水防計画の調査・審議

法第34条第1項の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、厚真町防災会議が行うものとする。

2 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、事務を処理する。

3 水防本部の組織及び事務分担

水防本部の組織及び事務分担は、厚真町地域防災計画第3章第2節「災害対策本部」の第1項「厚真町災害対策本部組織」及び別表2「災害対策本部の事務分担」に準じて行うものとする。

4 消防機関の組織

消防機関の組織は、厚真町地域防災計画 第3章第2節「災害対策本部」の第1項「厚真町災害対策本部組織」及び第4章第2節「消防計画」のとおりとする。

第2節 協力・推進等

1 河川管理者（北海道知事）の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会等への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与等（水防管理団体相互間の応援）

2 鶴川・沙流川減災対策協議会

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき、大規模氾濫減災協議会として設置された鶴川・沙流川減災対策協議会における厚真川水系、入鹿別川水系を対象とした洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策・ソフト対策を一体的・計画的な推進

- (1) 洪水の浸水想定区域等の水害リスク情報等の共有、及び協議会構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等について共有

- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために協議会構成員が取組む事項をまとめた地域の取組方針を作成・共有
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項の実施

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

町の重要水防箇所【知事管理区間（室蘭建設管理部）】

水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長	重要度	築堤有無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
厚真川	厚真川	右岸	上厚真	(国)新浜厚真橋	2.00	豊川	(道)豊川橋	12.09	10.09 km	B	有	樋門・頭首工
厚真川	厚真川	左岸	富野	(道)上厚真大橋	5.87	富野	(町)共栄橋	9.35	3.48 km	B	有	樋門
厚真川	厚真川	右岸	本郷	(道)厚真大橋から 1.63km 下流	15.20	京町	(道)厚真新橋	17.50	2.30 km	B	有	樋門
厚真川	厚真川	右岸	京町	(道)厚真新橋	17.50	朝日	(町)常磐橋	19.40	1.90 km	B	有	頭首工
厚真川	厚真川	左岸	新町	(道)厚真大橋	16.83	新町	(町)水道橋	17.83	1.00 km	B	有	樋門
厚真川	ウクル川	右岸	新町	(町)水道橋	0.20	宇隆	(道)妙見橋	2.53	2.33 km	B	有	樋門
厚真川	ウクル川	左岸	新町	(町)堀田橋	0.68	宇隆	(道)宇隆橋	1.47	0.79 km	B	有	

※ 重要水防箇所

重要水防箇所は、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所である。洪水をいち早く察知するため、水防活動従事者（消防隊員・消防団）により、危険な箇所がないかどうか堤防の点検を実施する。

※ 重要度

重要水防箇所は、その箇所の堤防の状態などにより、「越水・溢水」、「堤体漏水・基礎地盤漏水（基盤漏水）」、「水衝・洗掘」、「工作物」、「工事施工」、「新堤防」、「破堤跡」、「旧川跡」などに分類され、さらにその種別ごとに、重要度が区分される。

- ・重要度A：水防上最も重要な区間
- ・重要度B：水防上重要な区間

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が行う予報及び警報」参照)
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警報	北海道開発局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報河川における洪水予報」参照)
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表(第4章第4項「水防警報」参照)

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

- (1) 気象官署の長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。
- (2) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
- (3) 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

ア 大雨注意報・警報発表基準

厚真町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	胆振地方	
	市町村等をまとめた区域	胆振東部	
警 報	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	154
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	78

※ 土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は町内における基準値の最低値を示している。

※ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表

イ 洪水注意報・警報発表基準

厚真町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	胆振地方	
	市町村等をまとめた区域	胆振東部	
警 報	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9、軽舞川流域=14.1、知決辺川流域=8.5、ウクル川流域=10、頗美宇川流域=13.5、シュルク沢川流域=10.9、野安部川流域=12.5、近悦府川流域=5.5、日高幌内川流域=13.1、入鹿別川流域=16.3
		複合基準	厚真川流域= (6, 21.1)、軽舞川流域= (6, 12.6)、知決辺川流域= (6, 7.6)、ウクル川流域= (6, 9)
		指定河川洪水予報による基準	鶴川〔鶴川〕
注意報	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8、軽舞川流域=9.9、知決辺川流域=6.8、ウクル川流域=7、頗美宇川流域=8.7、シュルク沢川流域=8.7、野安部川流域=6.3、近悦府川流域=4.2、日高幌内川流域=10.4、入鹿別川流域=13
		複合基準	厚真川流域= (5, 18.8)、軽舞川流域= (5, 9.9)、知決辺川流域= (5, 6.8)、ウクル川流域= (5, 7)、頗美宇川流域= (5, 8.7)、野安部川流域= (5, 5.7)、近悦府川流域= (5, 4.2)、日高幌内川流域= (5, 10.4) 入鹿別川流域= (5, 7.2)
		※ 複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。	

《大雨警報・洪水警報等を補足する情報》

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

ウ 高潮注意報・警報発表基準

厚真町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	胆振地方	
	市町村等をまとめた区域	胆振東部	
警 報	高潮	潮位	1.3m
注意報	高潮	潮位	1.1m
※ 高潮注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。			
※ 「標高」の基準面として、東京湾平均海面（TP）を用いる。			

エ 大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

オ 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(7) 種類

大津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(イ) 発表される津波の高さ等

種 類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ロ) 大津波警報・津波警報・津波注意報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準	
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内	大津波警報	北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合
		津波警報	北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合
		津波注意報	北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合

(エ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

区 分	種 類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 1 津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3m以下、津波警報を発表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100kmを超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

2 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(オ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

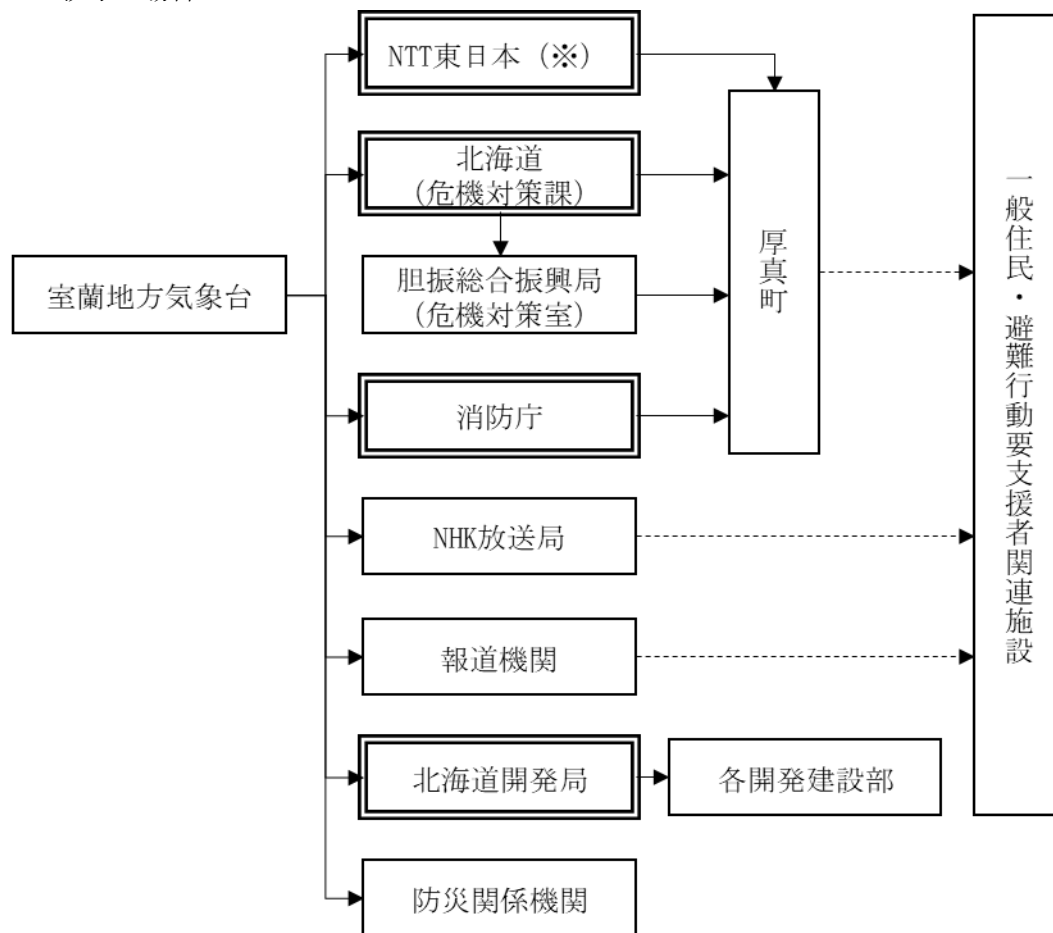
カ 気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

警報等の伝達経路及び手段

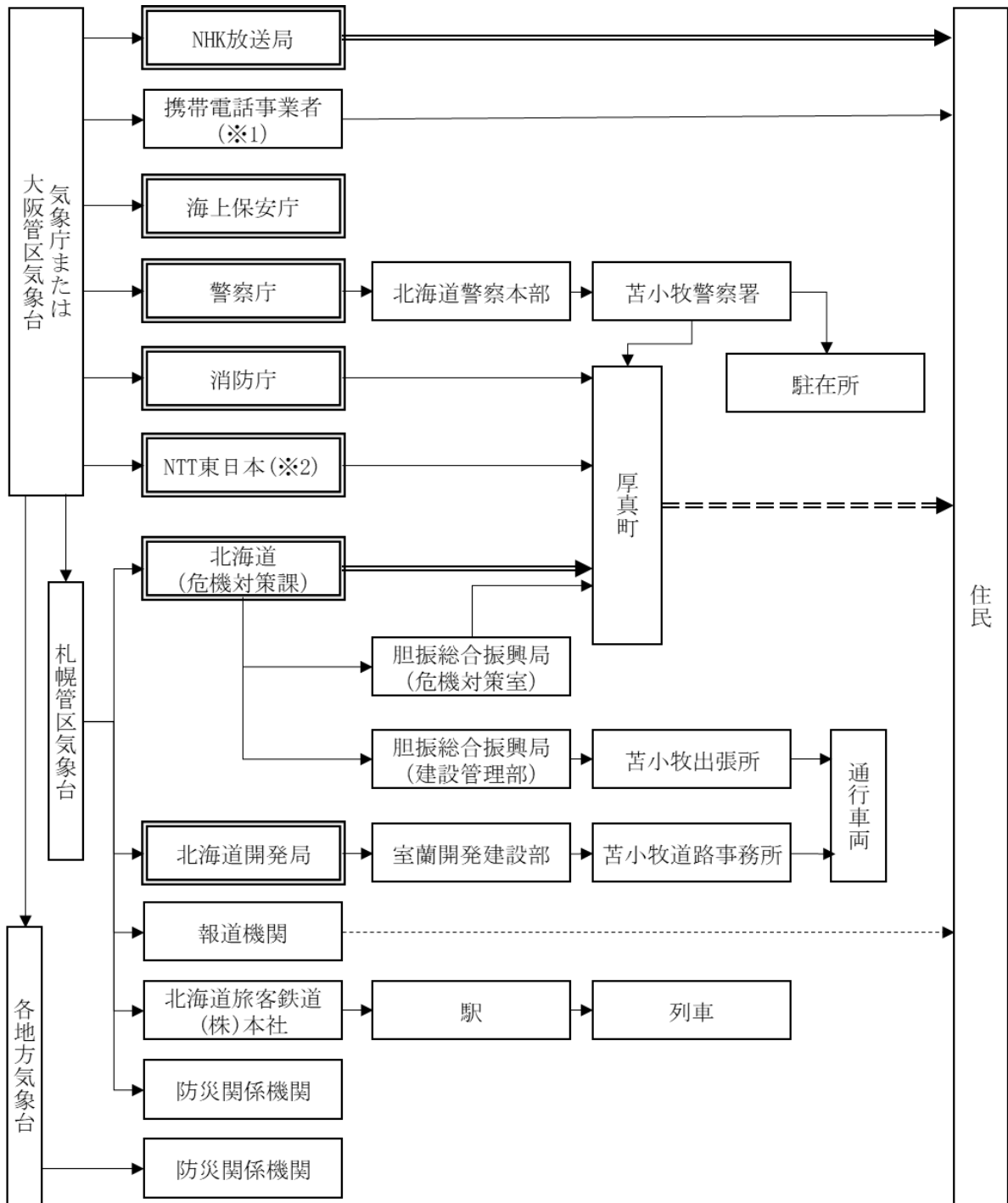
《洪水の場合》



□ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先
 -----▶放送

※：NTT東日本には水防活動用気象等注意報の通知は行わない

《津波の場合》



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先
 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 は、放送・無線

(※1)：緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される
 (※2)：NTT東日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達

第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 北海道知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は北海道知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回った時（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、または、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）

《水位の危険度レベル、水位の名称等》

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機

2 国が行う洪水予報

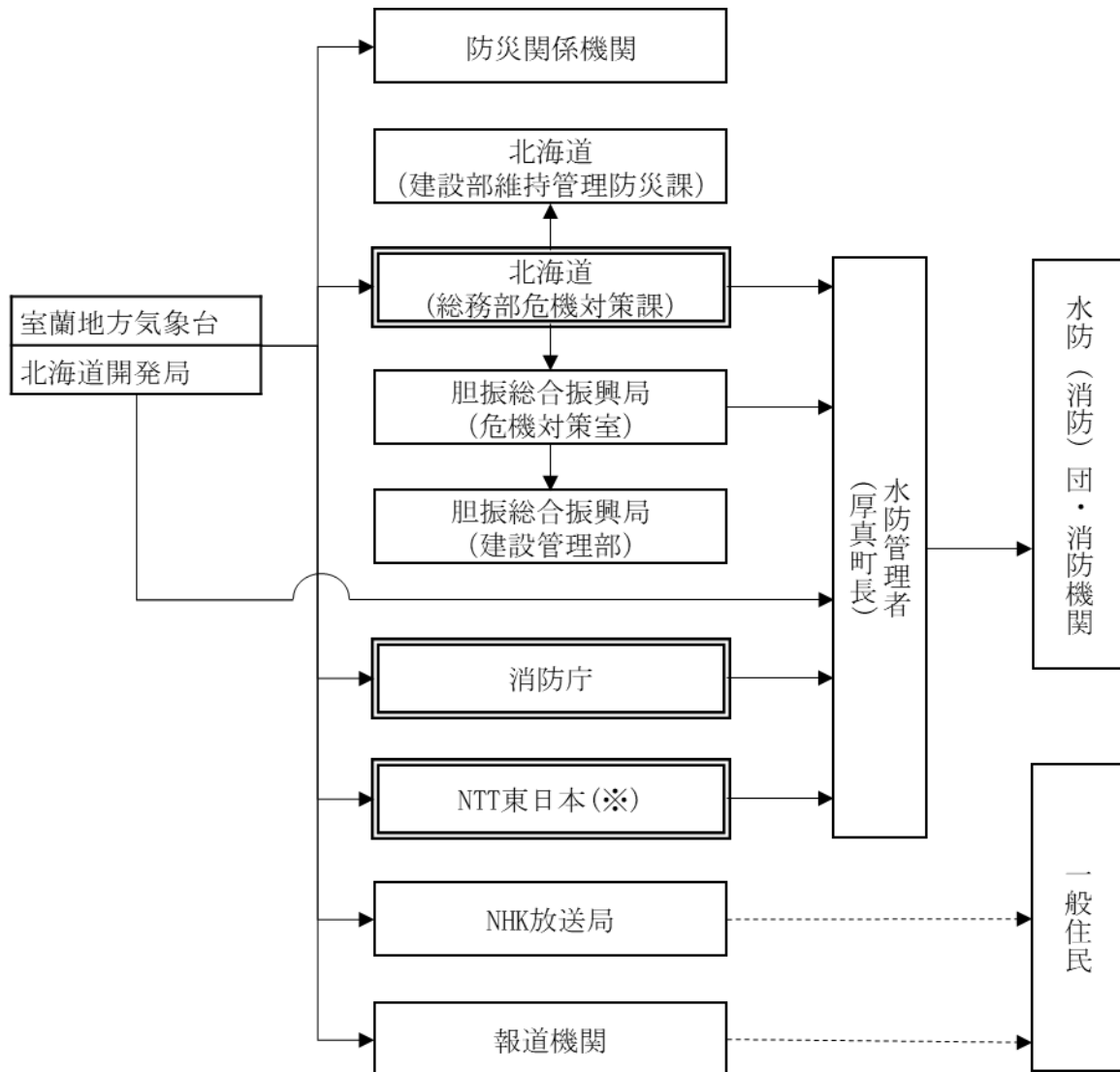
(1) 洪水予報指定河川

国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

指定河川	基準地点	洪水予報区			実施機関	振興局名	知事が洪水予報を通知する関係水防管理者	浸水想定区域の指定	
		名称	洪水予報区域名	左岸					右岸
鵒川	鵒川	穂別栄鵒川	鵒川	自：穂別467地先 至：海	自：穂別142-1地先 至：海	室蘭開発建設部 室蘭地方気象台	胆振	むかわ町長 厚真町長	令和元年6月28日（変更） 北海道開発局告示第26号

(2) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先

-----▶ は、放送

(※) : NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位周知河川

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川は、下記の「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）」のとおりである。

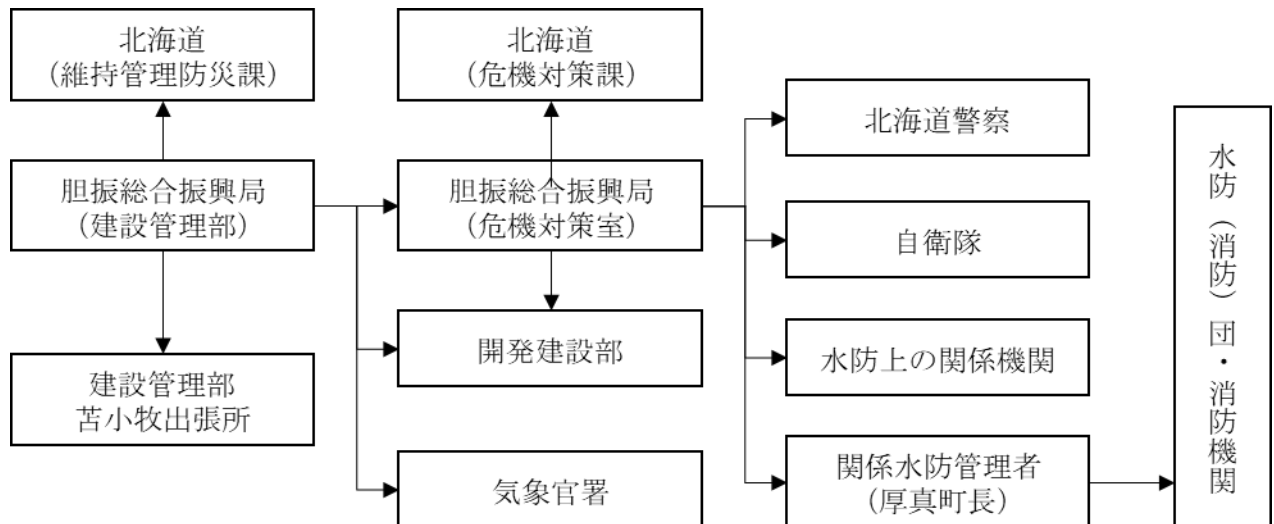
指定河川		基準水位観測所			水防警報区（洪水）		水位周知区間	水防警報区（津波）				実施機関	関係水防管理者	関係市町村長
水系	河川	名称	位置	所在地	左岸	右岸		津波予報区	津波観測点	左岸	右岸			
厚真川	厚真川	厚真大橋	海から17.1km	京町22-6地先河川敷	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	自：東和498-6地先常盤橋下 至：軽舞川との合流点	北海道太平洋沿岸西部	苫小牧東港	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	胆振総合振興局・室蘭建設管理部	厚真町長	厚真町長
厚真川	厚真川	浜厚真	海から4.2km	字厚和166地先河川敷	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	自：軽舞川との合流点 至：海			自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海			

※ 避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、胆振総合振興局長

(2) 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知される。



第5節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報の種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(3) 国土交通大臣が行う水防警報

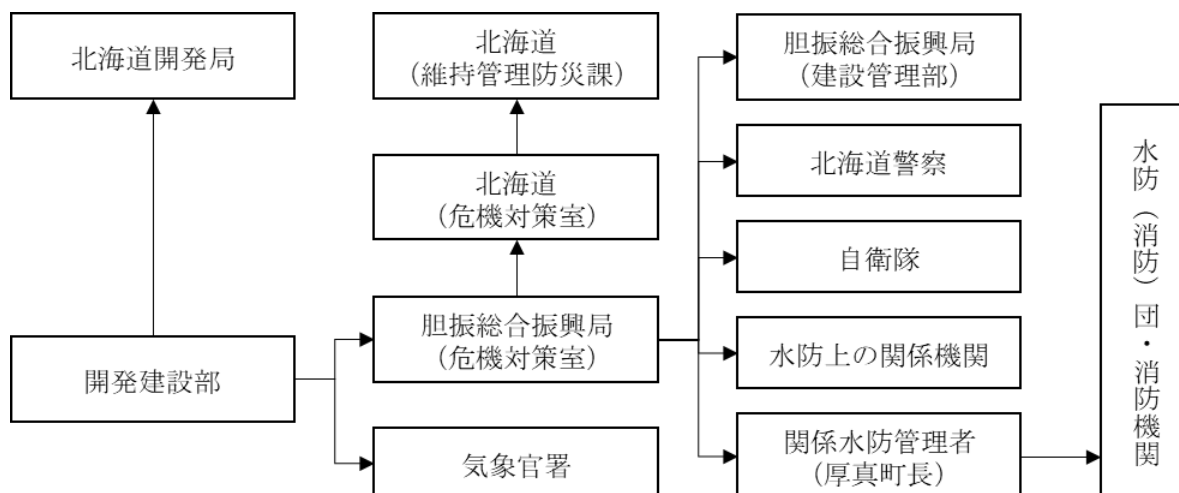
ア 水防警報指定河川

国土交通大臣が水防警報を行うために指定された町に関する河川は、次の「水防警報指定河川（国土交通大臣指定）」のとおりである。

指定河川		基準水位、流量観測所			水防警報区		実施機関	振興局名	知事が水防警報を通知する関係水防管理者
水系	河川	名称	河川位置	所在地	左岸	右岸			
鵡川	幹川	穂別	河口より41.10km	むかわ町穂別40-10 地先	自：むかわ町穂別467 地先 至：海	自：むかわ町穂別142-1 地先 至：海	室蘭開発建設部	胆振	むかわ町長 厚真町長
		栄	〃 25.98km	むかわ町穂別栄					
		鵡川	〃 2.55km	むかわ町洋光125-1 地先					

イ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



(4) 道が行う水防警報

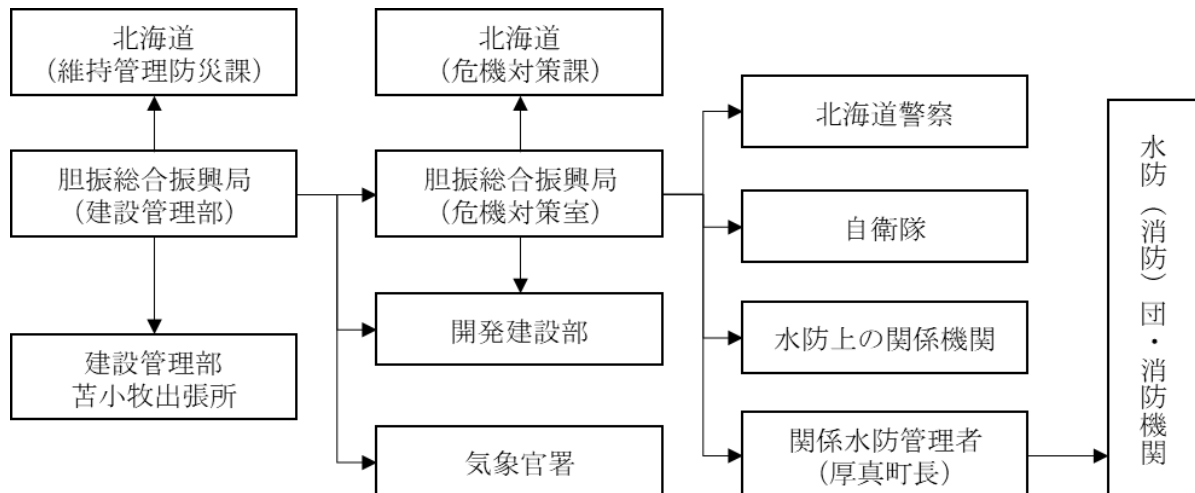
ア 水防警報指定河川

知事が水防警報を行うために指定した河川は、下記の「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）」のとおりである。

指定河川		基準水位観測所			水防警報区（洪水）		水位周知区間	水防警報区（津波）				実施機関	関係水防管理者	関係市町村長
水系	河川	名称	位置	所在地	左岸	右岸		津波予報区	津波観測点	左岸	右岸			
厚真川	厚真川	厚真大橋	海から17.1km	京町22-6地先河川敷	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	自：東和498-6地先常盤橋下 至：軽舞川との合流点	北海道太平洋沿岸西部	苫小牧東港	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	胆振総合振興局・室蘭建設管理部	厚真町長	厚真町長
厚真川	厚真川	浜厚真	海から4.2km	字厚和166地先河川敷	自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海	自：軽舞川との合流点 至：海			自：東和387地先 至：海	自：朝日209-1地先 至：海			

イ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



(5) 高潮時の海岸における水防警報

ア 種類及び発表基準

種類	内容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞・海岸巡視、避難誘導、土のう積み、排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV（監視カメラ）等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV（監視カメラ）等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV（監視カメラ）等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV（監視カメラ）等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV（監視カメラ）等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。なお、水防警報「待機」は、気象庁の津波警報が発表された場合、その発表時刻と同時に発表したものとする。

ただし、情報収集は次のア～ウのように活動可能時間がとれる場合にのみ発表する。

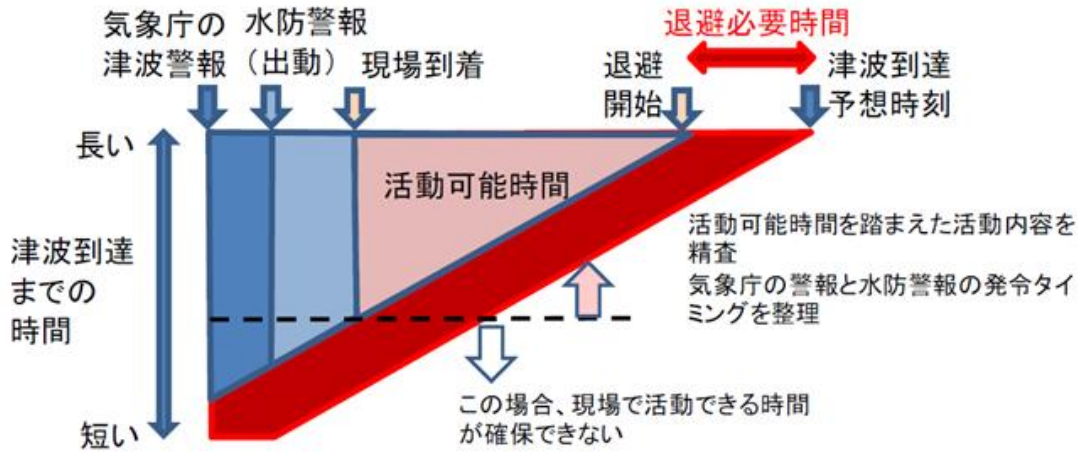
ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合

イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合

ウ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれが否定できないとき
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認められるとき
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告す	津波警報及び津波注意報が解除される等、

	るもの	水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき



- ※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間
- ※ 退避必要時間
退避時間 (安全な高台等へ退避するために要する時間) + 安全時間 (安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町の水防災に関する水位観測所は次のとおりである。

(1) 水位状況

観測所名	河川名	所在地	水 位					管理者	
			水防団 待機 水位	—	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位		計画 高水位
			—	水防 警報 (待機)	水防 警報 (準備)	水防 警報 (出動)	水防 警報 (指示)	—	
厚真大橋	厚真川	京町22-6地先 河川敷	16.32m	16.89m	17.45m	18.41m	18.71m	19.28m	胆振総合振興局 室蘭建設管理部
共栄橋	厚真川	富野546-4地 先	—	—	—	—	—	—	
浜厚真	厚真川	厚和166番地 先河川敷	3.21m	3.74m	4.27m	5.22m	5.47m	5.77m	
ウクル川	ウクル 川	新町586-2地 先河川敷	19.80m	—	20.44m	—	21.24m	21.24m	
鵠川	鵠川	むかわ町洋光 町	2.80m	—	3.50m	5.30m	5.60m	6.20m	室蘭開発建設部
栄	鵠川	むかわ町穂別 栄59	30.50m	—	31.20m	33.70m	34.10m	34.78m	
穂別	鵠川	むかわ町穂別	54.30m	—	55.30m	56.80m	57.10m	57.52m	
豊年橋	入鹿別 川	むかわ町二宮 37	【堤防天端高から】 氾濫開始水位： 0m (氾濫が発生する水位) 危険水位： -0.60m (氾濫するおそれがある水位) 観測開始水位： -1.81m (観測を開始する水位)					北海道	
長沼橋	長沼川	字清住5	【堤防天端高から】 氾濫開始水位： 0m (氾濫が発生する水位) 危険水位： -0.60m (氾濫するおそれがある水位) 観測開始水位： -1.53m (観測を開始する水位)					北海道	

(2) 河川カメラ (簡易カメラ)

名 称	河川名	所在地	備 考
厚真川 17.0kp	厚真川	京町22-6地先河川敷	厚真大橋上流左岸
厚真川 3.9kp	厚真川	字厚和166番地先河川敷	浜厚真新橋地点左岸
入鹿別川 5.8kp	入鹿別川	むかわ町二宮37	豊年橋上流左岸
長沼川 2.7kp	長沼川	字清住5	長沼橋上流左岸
鵠川 40.9kp 穂別	鵠川	むかわ町穂別	穂別橋上流120m
鵠川 26.0kp 栄	鵠川	むかわ町穂別栄59	栄和橋上流30m
鵠川 2.6kp 右岸	鵠川	むかわ町	鵠川橋下流50m

(3) 検潮所

港名	所管機関	所在地	観測方式	観測基準面の標高
苫小牧(東港)	港湾局	厚真町字浜厚真 35-1	フロート式	-337.0cm

2 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ウェブサイトに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、道の水位の通報は、厚真川の厚真大橋観測所、浜厚真観測所及びウクル川観測所について通報される。

3 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」ウェブサイトに掲載することにより常時公表される。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ウェブサイト「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」に掲載することにより行われる。

気象庁： https://www.jma.go.jp/jma/index.html 国土交通省「川の防災情報」： https://www.river.go.jp/index
--

4 障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ウェブサイト観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ウェブサイトのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

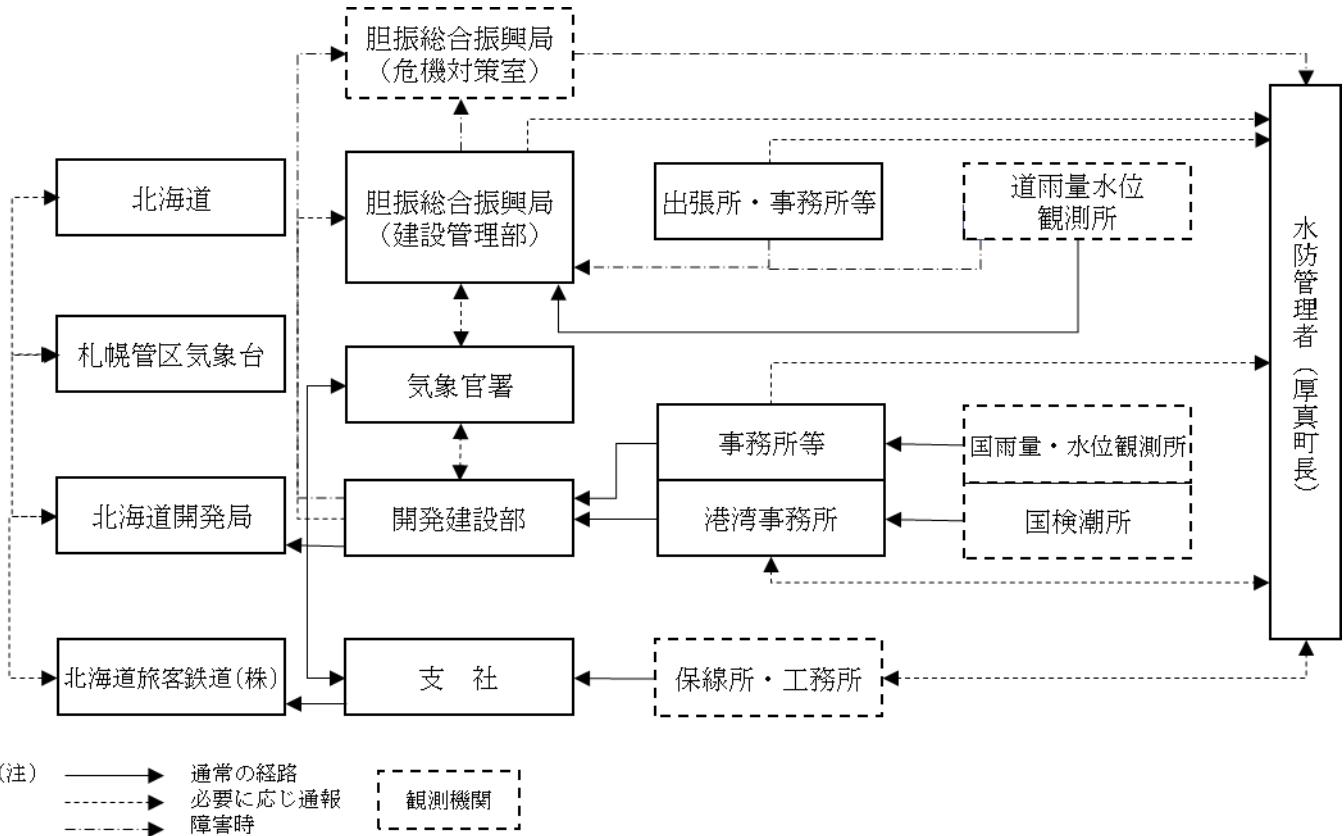
障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

1 町内の雨量観測施設

(1) 地域気象観測システム（アメダス）（室蘭地方気象台管理）

観測所名	観測所番号	種類	所在地	緯度経度	観測装置の種類・観測種目	観測開始
厚真	21111	四	字朝日	北緯 42 度 43.8 分 東経 141 度 53.3 分	有線ロボット気象計 降水量、気温、風向、風速	S52.10.5

(2) 気象観測システム（町管理）

観測所名	所在地	緯度経度	測定種目
幌内マナビィハウス	字幌内 607-1	北緯 42.755748 東経 141.9788588	降水量、気温、風向、風速、 湿度、気圧
消防署厚真支署	錦町 47-2	北緯 42.727410 東経 141.8750993	
消防署厚真支署上厚真分遣所	上厚真 244-11	北緯 42.6360079 東経 141.8476238	

第6章 水防管理者等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者たる町長又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者たる町長又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

1 気象情報

名称	URL	提供情報
あなたの町の防災情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default	気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
北海道防災ポータル 【北海道】	http://www.bousaihokkaido.jp/	避難情報、気象情報、防災関連情報、地震・津波・火山情報、メール配信サービス

2 雨量・河川水位

名称	URL	提供情報
川の防災情報 【国土交通省】	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等

3 潮位・波高

名称	URL	提供情報
ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網） 【国土交通省】	【PC版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp	波浪情報
防災情報提供センター 港湾・海洋情報 【国土交通省】	http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html	潮位観測情報、全国港湾海洋波浪情報、海洋の健康診断、リアルタイム験潮データ、潮位を測る（験潮）潮位データ情報
潮位観測情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel	潮位観測情報
海洋の健康診断表 【気象庁】	https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html	海面水温、表層水温、海流、海水、潮汐・海面水位等
波浪に関するデータ 【気象庁】	https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html	波浪観測情報、波浪実況・予想図

第2節 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム

1 河川区間のダム（洪水）

ダムの管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む。）を行う。

道が指定する水防上重要ダム操作通報先は、次のとおりである。

水系 河川名	ダム 名称	位 置	管理者	通報先	通報先に対す る周知	住民に対す る周知
厚真川水系 厚真川	厚幌 ダム	幌 内	北海道	胆振総合振興局室蘭建設管理部維持 管理課、胆振総合振興局地域創生部 地域政策課、厚真町役場、札幌方面 苫小牧警察署、室蘭地方气象台	加入電話 ファクシミリ	サイレン スピーカー

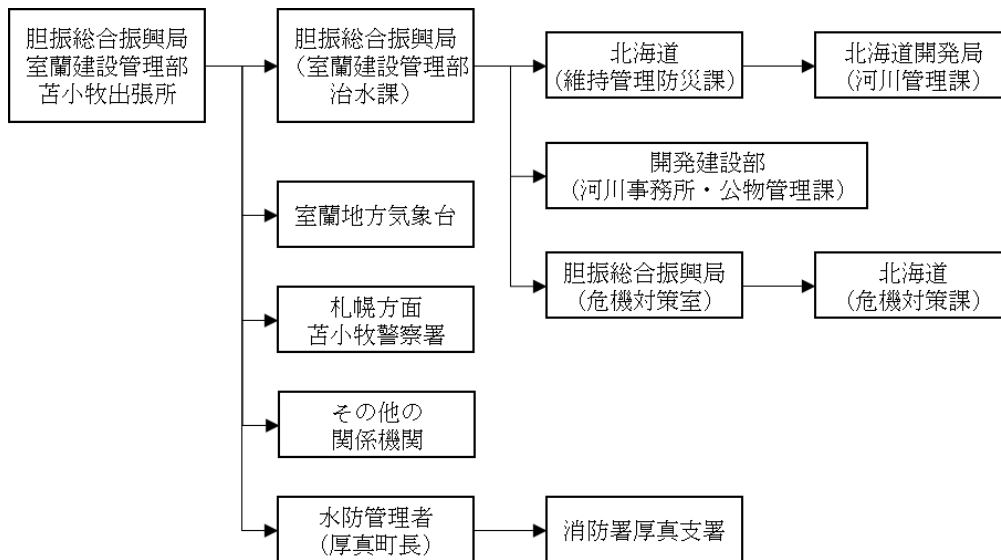
2 ダム操作

ダムの管理者は、施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、水防管理団体である町等に迅速に連絡するものとする。

河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- (1) 予備放流の指示
- (2) 貯留制限の指示
- (3) 洪水調節の指示
- (4) 解除の指示

3 連絡系統図



第2節 水門

樋門・樋管の操作は、「樋門・樋管等委託業務」契約により、委託者である胆振総合振興局と受託者である本町との合意に基づき、定期点検、点検に伴う整備、巡回及び操作等について実施する。

1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者である北海道は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、委託業務処理要領及び委託業務処理要領の運用に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 河口部の水門等（津波・高潮）

河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、津波警報が解除されるまで、施設の操作は行わないものとする。

3 連絡系統

連絡系統については、委託業務処理要領及び委託業務処理要領の運用に基づき、連絡する。

4 水門等の位置

町内の樋門・樋管の場所は、次の「樋門・樋管の所在一覧」及び「樋門・樋管位置図」のとおりである。

樋門・樋管の所在一覧

No	河川名	左右	樋門樋管の名称	所在	No	河川名	左右	樋門樋管の名称	所在
1	厚真川	左岸	放水路2号排水樋管	浜厚真	57	厚真川	左岸	尾谷排水樋門	東和
2	厚真川	左岸	放水路3号排水樋管	浜厚真	58	厚真川	左岸	新飯田排水樋門	東和
3	厚真川	左岸	鉄道橋上流排水樋管	浜厚真	59	厚真川	左岸	三浦排水樋門	東和
4	厚真川	左岸	佐々木排水樋門	浜厚真	60	厚真川	左岸	畑嶋排水樋管(下流)	東和
5	厚真川	左岸	佐々木排水樋管	厚和	61	厚真川	左岸	唐牛排水樋管	東和
6	厚真川	右岸	浜厚真2号排水樋門	浜厚真	62	厚真川	右岸	早坂排水樋管	吉野
7	厚真川	右岸	浜厚真排水樋門	浜厚真	63	厚真川	右岸	中田排水樋管	吉野
8	厚真川	右岸	高山排水樋管	上厚真	64	厚真川	右岸	田中排水樋管	吉野
9	厚真川	左岸	堀樋門	厚和	65	厚真川	左岸	畑嶋排水樋門(上流)	東和
10	厚真川	右岸	佐藤樋管(下流)	上厚真	66	厚真川	左岸	犬飼排水樋門	東和
11	厚真川	右岸	川戸樋管	上厚真	67	厚真川	左岸	吉村排水樋門	富里
12	厚真川	右岸	国本排水樋管	上厚真	68	厚真川	右岸	滝本排水樋管	富里
13	厚真川	右岸	山川排水樋門(下流)	上厚真	69	厚真川	右岸	松平排水樋門	富里
14	厚真川	左岸	山口排水樋管	厚和	70	厚真川	右岸	佐藤樋門	富里
15	厚真川	左岸	村田排水樋管	厚和	71	厚真川	左岸	石井樋門	富里
16	厚真川	左岸	中館樋門	厚和	72	厚真川	左岸	加藤排水樋門	富里
17	厚真川	左岸	山内排水樋門	厚和	73	厚真川	右岸	荒井樋門	富里
18	厚真川	右岸	山川排水樋門	上厚真	74	ウクル川	右岸	堀田排水樋門(和)	新町
19	厚真川	右岸	山川上流樋管	上厚真	75	ウクル川	左岸	堀田排水樋管	新町
20	厚真川	右岸	上厚真排水樋管	上厚真	76	ウクル川	右岸	高橋排水樋門	宇隆
21	厚真川	右岸	佐々木樋門	上厚真	77	ウクル川	左岸	森田排水樋管	宇隆
22	厚真川	左岸	中川排水樋管	富野	78	ウクル川	右岸	中田排水樋管	宇隆
23	厚真川	右岸	馬場排水樋門	上厚真	79	ウクル川	左岸	加賀谷樋管	宇隆
24	厚真川	右岸	茂木樋門	共栄	80	ウクル川	左岸	安田排水樋管	宇隆
25	厚真川	右岸	土居樋管	共栄	81	入鹿別川	右岸	上村排水樋管	鹿沼
26	厚真川	左岸	五十嵐排水樋管	富野	82	入鹿別川	右岸	谷山(相蘇)排水樋管	鹿沼
27	厚真川	左岸	細川樋門	富野	83	入鹿別川	右岸	山下(正吉)排水樋管	鹿沼
28	厚真川	右岸	金谷排水樋門	富野	84	入鹿別川	右岸	一色排水樋門	鹿沼
29	厚真川	左岸	荒城樋管	富野	85	入鹿別川	右岸	櫻井排水樋管	鹿沼
30	厚真川	左岸	藤本樋管	富野	86	入鹿別川	右岸	桐木排水樋管	鹿沼
31	厚真川	右岸	奥井樋門	豊川	87	入鹿別川	右岸	柴田排水樋管	鹿沼
32	厚真川	左岸	田中排水樋門	上野	88	入鹿別川	右岸	山下(寛次)排水樋管	鹿沼
33	厚真川	右岸	矢幅樋管	共栄	89	入鹿別川	右岸	源津排水樋管	鹿沼
34	厚真川	左岸	田中上流排水樋管	上野	90	入鹿別川	右岸	笹島排水樋管	鹿沼
35	厚真川	左岸	三宅排水樋門	上野	91	入鹿別川	右岸	斉藤(下流)排水樋管	鹿沼
36	厚真川	左岸	三好排水樋管	上野	92	入鹿別川	右岸	斉藤(中流)排水樋管	むかひ町二宮
37	厚真川	左岸	武田樋管	上野	93	入鹿別川	右岸	斉藤(上流)排水樋管	むかひ町二宮
38	厚真川	左岸	大居排水樋管	上野	94	第6区用水路		第6区用水路余水吐樋門	新町
39	厚真川	右岸	長橋排水樋門	豊川	95	知夫刃川		知夫刃川樋管	本郷
40	厚真川	左岸	早川排水樋門	上野	96	共和地区排水		共和地区排水樋管	共和
41	厚真川	左岸	加勢樋門	美里	97	当麻内川		当麻内川樋管 No.1	豊沢
42	厚真川	右岸	阿部樋門	本郷	98	当麻内川		当麻内川樋管 No.8	豊沢
43	厚真川	左岸	伊藤排水樋管	美里	99	当麻内川		当麻内川樋管 No.5	豊沢
44	厚真川	左岸	海津排水樋管	美里	100	当麻内川		当麻内川樋管 No.12	豊沢
45	厚真川	右岸	森本排水樋管	本郷	101	当麻内川		当麻内川樋管 No.13	豊沢
46	厚真川	右岸	森本排水樋門	本郷	102	当麻内川		当麻内川樋管 No.7	豊沢
47	厚真川	左岸	水野排水樋管	美里	103	当麻内川		当麻内川樋管 No.10	豊沢
48	厚真川	右岸	館田樋門	京町	104	当麻内川		当麻内川樋管 No.11	豊沢
49	厚真川	左岸	大岡排水樋管	美里	105	当麻内川		当麻内川樋管 No.6	豊沢
50	厚真川	右岸	大西排水樋管	京町	106	当麻内川		当麻内川樋管 No.4	豊沢
51	厚真川	左岸	野沢排水樋門	新町	107	当麻内川		当麻内川樋管 No.9	豊沢
52	厚真川	右岸	京町排水樋門	京町	108	当麻内川		当麻内川樋管(フラップ)No.2	豊沢
53	厚真川	右岸	吉岡排水樋門	本町	109	当麻内川		当麻内川樋管(フラップ)No.3	豊沢
54	厚真川	左岸	松崎排水樋管	新町	110	東和川		東和川樋門(自動フラップゲート)	東和
55	厚真川	右岸	山田排水樋管	朝日	111~ 129	鯉沼川		鯉沼川樋管(フラップゲート型)	鯉沼
56	厚真川	左岸	瑞穂排水樋管	東和					

第8章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

町は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 町の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るため、一般有線通信とともに、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び防災行政無線等の無線通信を活用して水防活動を行うものとする。

3 連絡責任者

町及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係機関に通知しておくものとする。

第2節 災害時優先通信の利用

1 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

2 災害時優先通信の申込

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設

- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 指定水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

町は、厚真町防災備蓄倉庫に重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

- (1) 水防倉庫は、1棟面積33平方メートルを目安とする。
- (2) 水防倉庫1棟33平方メートル当たりの水防資器材の備蓄基準は、概ね次のとおりである。

品名	数量	品名	数量
掛矢	10丁	丸太2m	50本
鋸	10丁	丸太1.6~9.9m	50本
斧	10丁	しの	6丁
スコップ	50丁	竹釘	12本
蝸槌	5丁	土のう（フルコン土のうを含む）	3,000枚
鎌	20丁	ロープ	37.5kg
ツルハシ	10丁	シート	100枚
照明等	10組	鉄線	80kg
丸太1.2m	100本	ペンチ	5丁

2 水防資器材の調査等

町長は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるものとする。

3 町の水防資器材

町は、水防活動に必要な水防資器材を備蓄するものとし、備蓄資器材の使用又は損傷・劣化等により、不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

町の現有水防資器材の備蓄状況は、次の「水防資器材一覧」のとおりである。

連番	品名	単位	保有数		保管場所
			箱数	個数	
1	コードリール BR-331	個	7	7	水防倉庫
2	バラストレス水銀灯 屋外型コード5m付 110V 500W	個	4	4	水防倉庫
3	マルチスタンド	台	4	4	水防倉庫
4	一輪車 浅型	台		4	水防倉庫×2 旧富野小×2
5	一輪車 深型			5	旧富野小
6	ショベル 丸	本		79	水防倉庫×69 旧富野小×10
7	ショベル 角	本		11	水防倉庫×1 旧富野小×10
8	掛矢	本		2	水防倉庫
9	鉋	本		9	水防倉庫
10	北海土のう（白）（1箱200枚入）	枚	70	14000	水防倉庫
11	土のう（白）	枚		10800	水防倉庫
12	対候性大型土のうツトバッグ 1100×1100（1梱包5枚入）	枚	20	100	水防倉庫
13	木杭（1.8m）	本		224	水防倉庫

14	ブルーシート #3000 5.4m×7.2m	枚		3	水防倉庫
15	ブルーシート #3000 4.5m×5.4m	枚		68	旧富野小
16	ブルーシート #3000 7.2m×9.0m	枚		58	旧富野小
17	ブルーシート #3000 10.0m×10.0m	枚		4	旧富野小
18	ブルーシート #3400 3.5m×5.3m	枚		2	旧富野小
19	ブルーシート #3400 3.6m×5.4m	枚		4	旧富野小
20	ブルーシート #3400 7.9m×9.0m	枚		1	旧富野小
21	小型船舶用救命胴衣 オシャンC-II型	着		65	水防倉庫×20 旧富野小×40 旧母子センター×5
22	鷹口	本		12	水防倉庫
23	単管 3m	本		5	水防倉庫
24	胴長	着		3	水防倉庫
25	ヘルメット	個	2	135	水防倉庫

4 道の有水防資器材の払出し

水防管理者たる町長は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）を管理する胆振総合振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができる。

第2節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

町長は、非常の場合における水防（消防）団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、警察機関、その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

2 水防管理者の措置

町長は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、厚真町地域防災計画第5章第16節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり大雨、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、厚真町地域防災計画第3章第2節第3項別表第4に定める「非常配備体制の基準」に準じて、水防事務を処理するものとする。

【厚真町地域防災計画 第3章第2節第3項別表第4に定める非常配備体制の基準】

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：情報防災担当参事 副：総務課長 要員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波予報が発表されたとき。 4 震度4の地震が発生したとき。 5 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：情報防災担当参事 要員：総務課長 情報防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員	1 津波注意報が発表されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 3 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル4相当（危険）となった場合 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等
第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル5相当（災害切迫）となった場合 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	《災害業務全般の実施》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

2 消防（水防）団及び消防機関の非常配備体制

水防管理者たる町長は、法第17条の規定により、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防（水防）団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防（水防）団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。 3 上記のほか、水防管理者たる町長が水防上必要と認めるとき。	消防（水防）団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	消防（水防）団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者たる町長が解除の指令をしたとき。	

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

- (1) 法第9条の規定により、水防管理者たる町長、消防（水防）団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防、防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- (2) 上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。
- (3) 河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者たる町長に通知するものとする。
- (4) 水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、消防（水防）団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

(1) 洪水

町長は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、胆振総合振興局長及び河川等の管理者に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、胆振総合振興局長及び海岸等の管理者に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防（水防）団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防（水防）団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者たる町長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めるものとする。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防（水防）団長、消防（水防）団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者たる町長から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補填

水防管理団体である町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか北海道地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者たる町長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者たる町長が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知

するものとする。

- 2 水防管理者たる町長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者たる町長は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

1 決壊・漏水等の通報

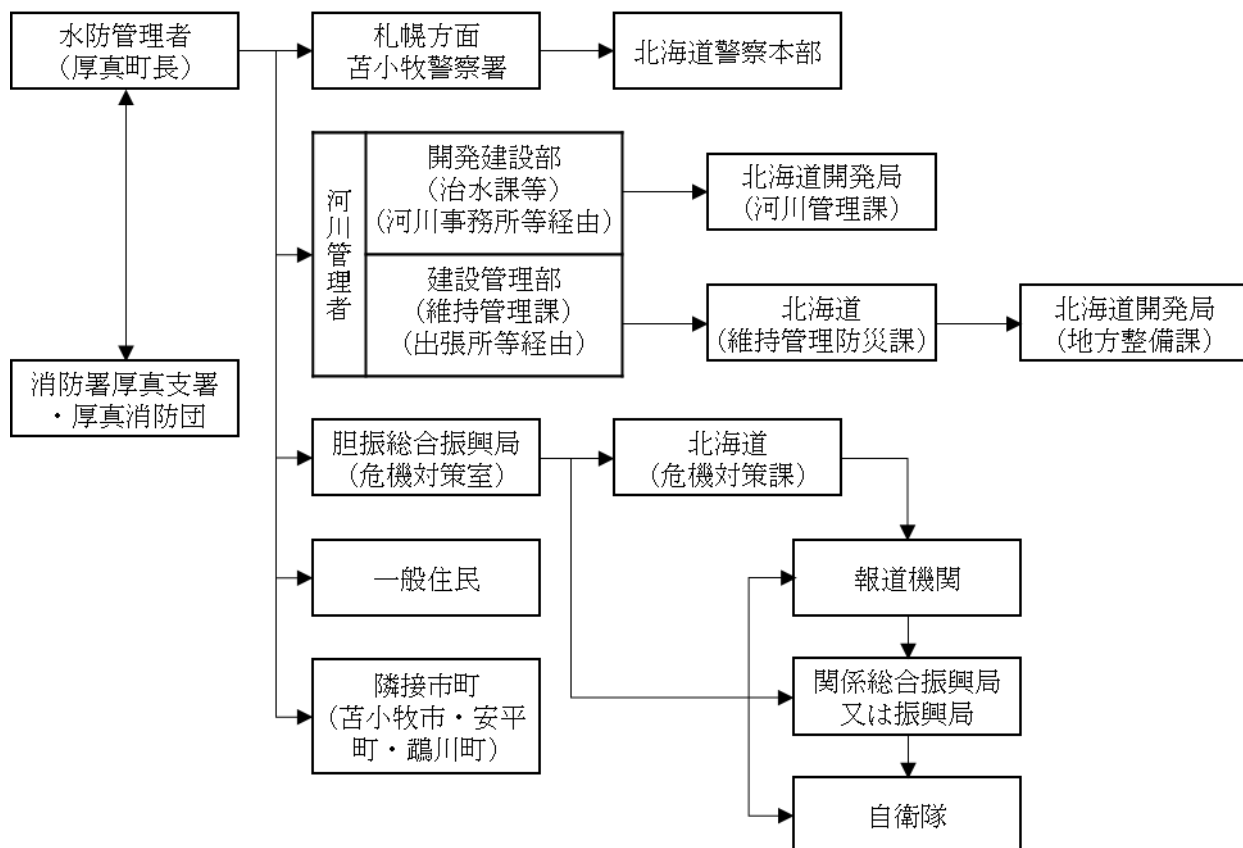
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、町長（水防管理者）、消防（水防）団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には水防管理者である町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

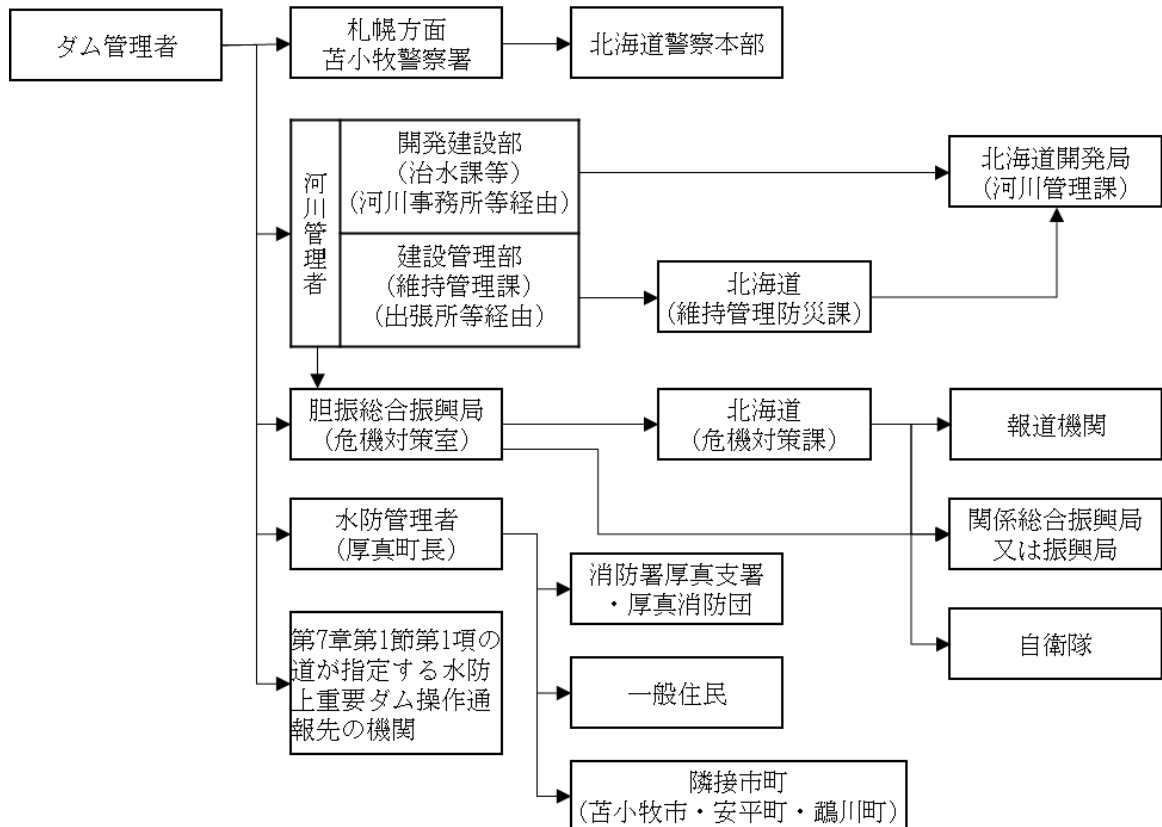
堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 消防機関の長、消防（水防）団長は水防管理者たる町長が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者である町長、消防（水防）団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1 水防管理団体である町の非常配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者たる町長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、

水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、胆振総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

(2) 消防（水防）団の非常配備の解除

消防（水防）団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者たる町長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防（水防）団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

2 道の非常配備の解除

知事は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

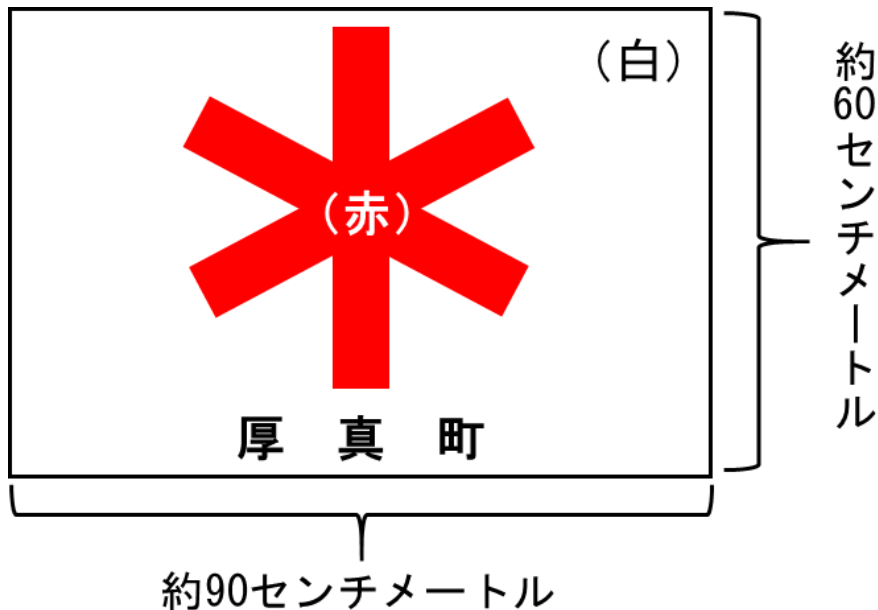
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。	

《例》

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休 止-○-
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

第2節 水防標識

1 法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



2 水防管理者である町長から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

(1) 水防活動者腕章



(2) 横断幕 (例)



第3節 身分証票

1 職員の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町職員の身分証票は次のとおりである。

(表)	(裏)
<p>第 号</p> <p>水防立入調査員証</p> <p>所属： _____</p> <p>職名： _____</p> <p>氏名： _____</p> <p>上記の者は、水防法【昭和24年法律第193号】第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>厚真町長 ㊟</p>	<p>水防法（抜粋）</p> <p>第49条 都道府県知事及び水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

※（縦9センチメートル、横6センチメートル）

2 水防管理団体の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防（消防）団長、水防（消防）団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、町の職員の身分証票に準じ作成するものとする。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

1 河川管理者の協力

- (1) 水防管理団体である町に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体である町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体である町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体である町及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体である町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 河川管理者の援助

- (1) 水防管理者である町長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者である町長に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体である町が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体である町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体である町に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体である町に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体である町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体である町及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

- (5) 水防管理団体である町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3節 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者である町長は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

水防管理者である町長は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておく。

第4節 警察官の援助の要求

水防管理者たる町長は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定及び厚真町地域防災計画 第5章第19節「災害警備計画」の定めるところに準じ、苫小牧警察署長に対して、警察官の出動を要請することができる。

法に規定されている事項は、次のとおり。

- (1) 水防法第21条第2項「警戒区域」（警戒区域の監視）
- (2) 水防法第22条「警察官の援助の要求」（警察官の出動）
- (3) 水防法第27条第2項「水防通信」（警察通信施設の使用）
- (4) 水防法第29条「立退きの指示」（避難、立退きの場合における措置）

第5節 自衛隊への災害派遣要請の要求

水防管理者たる町長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定及び厚真町地域防災計画第5章第21節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、胆振総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼することができる。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 派遣要請の要求にあたり、明確にすべき次項

- (1) 災害の状況及び派遣を依頼する理由

- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

第6節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体である町の水防に要する費用は、町が負担する。

ただし、他の水防管理団体が応援のために要した費用は、応援を求めた本町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた本町と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

- (1) 水防管理団体の水防によって、本町の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
- (2) 負担する費用の額及び負担の方法は、本町と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。
- (3) 当該協議が成立しないときは、水防管理団体である町は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者である町長、消防（水防）団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者である町長から委任を受けた者は(1)～(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者である町長、消防（水防）団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者である町長から委任を受けた者は、水防管理者である町長より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	公用負担権限委任証
	住所：_____
	職名：_____
	氏名：_____
上記の者に_____区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。	
年 月 日	印
委任者氏名	

※（縦9センチメートル、横6センチメートル）

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号	公用負担命令票
	住所：_____
	氏名：_____
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 種類（又は内容）	
(4) 数量	
2 負担内容	
(使用・収用・処分等について詳記すること)	
年 月 日	印
命令者 職	
氏名	

（日本工業規格A4版）

4 損失補償

水防管理団体である町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者である町長は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者である町長は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに胆振総合振興局長に報告するものとするものとする。

水 防 活 動 実 績 報 告 書

年 月 日

作成者

出水の状況									
水防実施箇所									
出動人員		水防団員		消防団員		その他		合計	
		人		人		人		人	
水防作業の概況 及び工法		箇所 m 工 法							
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
		m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
使用資機材	かます、俵				居住者の出動状況				
	万年、土俵								
	なわ				水防関係者の死傷				
	丸太								
	その他				雨量水位の状況				
水防活動に関する 自己評価 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成する。

〇〇年台風第〇〇号における水防活動
(北海道厚真町消防団・〇〇年〇月〇日～〇日)

概要

厚真町消防団は、〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により、厚真川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇月〇日～〇日 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300袋) ・避難誘導 (20世帯) ・排水作業 (3件)

水防活動または
被害状況写真

厚真川左岸 (〇〇地先)

水防活動または
被害状況写真

厚真川左岸 (〇〇地先)

堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

厚真川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

土のう積み工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の増水被害

水防活動実施箇所
地図

第15章 水防訓練

町は、関係機関とともに厚真町地域防災計画第3章第14節「防災訓練計画」の定めるところにより、水防訓練を含めた総合防災訓練を実施するものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防（水防）団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる消防（水防）団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水、内水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の状況

町に関係する洪水浸水想定区域は、厚真町地域防災計画資料編資料第6「重要水防箇所」の厚真川、ウクル川、日高幌内川、入鹿別川・長沼川及びひ鶴川のとおりである。

2 内水浸水想定区域の指定状況

知事または町長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するものとする。

3 高潮浸水想定区域の指定状況

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知する。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

厚真町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、厚真町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者か

らの申出があった施設に限る。)

- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 5 洪水、内水、津波、高潮ハザードマップ等の配布等

町長は、厚真町地域防災計画において定められた上記第4(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む本町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む本町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

- 6 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

- 7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 法第15条第1項の規定により厚真町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、厚真町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、厚真町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者である町長が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、道は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、道の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、町長に、公示された事項を記載した図書を送付する。

2 市町村地域防災計画の拡充

厚真町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、厚真町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒

避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、厚真町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により厚真町地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体である本町は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体である町は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、北海道及び水防管理団体である町は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2節 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体である町は、消防（水防）団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体である町は、毎年消防（水防）団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

第18章 水防計画及びその作成要領

第1節 水防計画

指定水防管理団体の水防管理者である町長は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、厚真町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

第2節 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者である町長は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3節 水防計画作成要領

水防管理団体である町の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして、道の水防計画に応じて作成するものとする。